

○ 私立大学等の授業料減免については、各大学ごとに独自に基準を設けて実施している。

## 《私立大学等の授業料減免の条件(例)》

### (A大学の例)

下記(1)～(4)を満たす大学学部の新入生を対象に、60万円(医学部90万円、薬学部薬学科80万円)を給付(学業成績等の審査を受ければ2年目以降の継続受給(最短修業年限期間))。

- (1) 主たる家計支持者の年収が給与収入は800万円未満、事業所得は337万円未満であること
- (2) 高等学校での評定平均値(5段階評価)が「4.1」以上であること
- (3) 首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)以外の国内の高等学校を卒業又は卒業見込みであること
- (4) 家族が首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)以外の国内に居住し、入学後自宅外から通学すること

### (B大学の例)

下記(1)～(2)を満たす大学学部の新入生を対象に、学費の半額相当額(75万円(看護学生は80万円))、2～4年次生を対象に、30万円を給付。

- (1) 主たる家計支持者の年収が給与収入は841万円未満、事業所得は355万円未満であること
- (2) 新入生は、高等学校での評定平均値(5段階評価)が「3.5」以上であること、2年次生は前年度までに31単位、3年次生は62単位、4年次生は93単位以上を取得していること

### (C短期大学の例)

生活保護世帯(要保護者含む)、市町村民税非課税世帯等を対象に入学金、授業料、教育充実費・施設整備費を免除又は1/2に減免。